

伊勢原市議会議長交際費支出基準

(趣旨)

第1条 この基準は、伊勢原市議会議長（議長の代理によるものを含む。以下「議長」という。）が、伊勢原市議会を代表して行う外部等との交際に要する経費（以下「議長交際費」という。）について、その区分、支出金額等の一層の公正な執行を図るため、支出の基準について必要な事項を定めるものとする。

(議長交際費の支出)

第2条 議長は、交際上必要と認めるもの並びに市議会の運営及び市政にとって有益と認めるものについて、予算の範囲内で議長交際費を支出することができる。

(支出区分等)

第3条 議長交際費の支出区分及び支出範囲は、次のとおりとする。

- (1) 祝金 飲食を伴う各種団体等の記念式典その他行事等への参加に係る経費
- (2) 会費 各種団体等が主催する総会、懇親会等への参加に係る経費
- (3) 弔慰 葬儀における香典、供花等に係る経費
- (4) その他 議長が特に支出する必要があると認める経費

2 ただし、前項の規定にかかわらず、宗教的行事及び政治的行事に対しては支出しない。

(支出基準)

第4条 前条に規定する支出区分に対する支出金額等の基準は、別表のとおりとする。

(公表・公開)

第5条 議長交際費の支出状況は、次に掲げる事項を伊勢原市議会ホームページにより公表するものとする。

- (1) 支出年月日
- (2) 支出区分
- (3) 支出内容
- (4) 支出金額

2 前項の公表は、当月支出分を翌月の15日までに行うものとし、掲載期間は、公表した日から2年間を限度とする。

3 議長交際費に係る行政文書の公開請求があった場合は、伊勢原市情報公開条例（平成15年伊勢原市条例第21号）に基づき、公開するものとする。

(支出基準の見直し)

第6条 議長は、議長交際費の支出内容及び金額が市民感覚に合致したものとなるよう、社会経済状況の変化等を十分考慮し、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

(委任)

第7条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成24年4月1日から施行する。

(伊勢原市議長交際費支出基準の廃止)

2 伊勢原市議長交際費支出基準（平成20年4月1日施行）は、廃止する。

別表（第4条関係）

1 祝金

区分	金額
飲食を伴う各種団体等の記念式典その他行事等への参加に係る経費	5,000円 ただし、議長が必要と認めた場合は、上限を1万円として支出することができる。

2 会費

区分	金額
各種団体等が主催する総会、懇親会等への参加に係る経費	会費相当額

3 弔慰

区分		香料	生花	供物	備考
現職議員	本人	5,000円	1基	1基	
	配偶者	5,000円	1基		
	父母・子	5,000円			
【退職】議員	本人	5,000円			
市長	本人	5,000円	1基	1基	
	配偶者	5,000円			
	父母・子	5,000円			
【退職】市長	本人	5,000円	1基		
副市長、教育長	本人	5,000円	1基		
	配偶者	5,000円			
【退職】副市長、教育長	本人	5,000円			退職後4年以内
隣接市長議長（平塚、秦野、厚木）	本人	5,000円			
近隣市長議長	本人	5,000円			範囲は協議
行政委員会の委員	本人	5,000円			
地元選出国・県会議員	本人	5,000円	1基		
茅野市長議長	本人	5,000円	1基		
茅野市副議長	本人	—	1基		
市職員（部長職）	本人	弔電	1基		
市職員（課長職以下）	本人	弔電			

※同居の義父母は父母に準ずる。

